



# 日本の公的年金制度における 財政方式の変遷\*

千葉商科大学政策情報学部 教授、財務総合政策研究所 特別研究官

財務総合政策研究所 研究員

### はじめに

現在、財務総合政策研究所は研究交流活動として、 中国国務院発展研究センターマクロ経済研究部(DRC) と「人口構成のマクロ経済的帰結と財政の持続性」を テーマに共同研究を行っている。この研究成果を日中 共同で取り纏め、報告書として公表する予定であ る\*1。本稿ではこの報告書の中から、日本側の報告の 一つである「日本の公的年金制度における財政方式の 変遷」(以下、本報告)の概要を紹介する。

本報告では、公的年金制度の財政方式に焦点を当て ている。財政方式には、大別して賦課方式と積立方式 の二つが存在する。賦課方式は、高齢者世代の年金給 付を、その時点の現役世代が負担した財源で賄う仕組 みである。一方で積立方式は、高齢者世代の年金給付 を、その世代が現役時代に積み立てた財源で賄う仕組 みである。後述するように、一定の条件のもとでは、 高齢化の進展は賦課方式の年金財政に直接的な影響を 及ぼすのに対して、積立方式の年金財政には影響を与 えない。そのため、高齢化の進展する社会では、年金 制度を賦課方式ではなく積立方式で運営すべきである との主張もある(八田・小口(1999)、李(2016) など)。他方、日本の公的年金制度は完全積立方式で 出発し、現在は賦課方式に近い修正積立方式で運営さ れている。総務省「人口推計」(2019年1月報)によ れば、日本の高齢化率(65歳以上人口比率)は既に

28.2%に達しており、その比率はさらに上昇するこ とが見込まれている。これだけ高齢化が進展した社会 において、なぜ日本の公的年金制度は高齢化に弱いと される賦課方式の要素を強めてきたのか。本報告では このような問題意識のもと、主に財政方式の変遷に焦 点を当てながら、日本の公的年金制度の歴史を振り 返っている。

本報告の第1節では、公的年金制度の各財政方式の 違いなどについて、理論モデルを用いて考察を行って いる。第2節では、現在の日本の公的年金制度の概要 をまとめるとともに、現制度が賦課方式と積立方式の 両方式の側面をあわせ持つことを確認している。第3 節では現在の制度に至る歴史的経緯を振り返り、第4 節をまとめとしている。本稿においても、これらの順 に沿って概要を記す。

# 1. 公的年金制度の財政方式

本報告の第1節では、各財政方式の違いなどについ て理論モデルを用いて考察を行っている。具体的に は、賦課方式の年金財政は人口成長率の影響を受ける 一方、積立方式の年金財政は金利の影響を受けるとい う両方式の違いを示している。また、賦課方式では異 なる世代間での純便益の移転が発生すること、積立方 式では個人ごとの生存期間などが異なる場合に世代内 での移転が発生することを確認している。さらに、積

本稿における意見はすべて筆者個人の見解であって、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿における誤りはすべて

<sup>\*1)</sup> 報告書は財務省財務総合政策研究所のホームページにて公表予定。http://www.mof.go.jp/pri/

立方式における平準保険料方式と段階保険料方式の違 いについても確認している。

なお、報告書では以降に記す内容のほか、財政方式 を移行した場合(賦課方式から積立方式、あるいは積 立方式から賦課方式へ移行した場合)に何が起こりう るかといった点についても考察している。本稿では割 愛しているため、詳細は報告書を参照されたい。

#### 賦課方式と積立方式 1.1

まず、単純な世代重複2期間モデルで賦課方式と積 立方式の違いを示す。

t期に $N_{t-1}$ 人の高齢者と $N_t$ 人の若年者が存在し、ど の個人も2期間確実に生存すると仮定する\*2。 賦課方 式のもとでt期に若年者から保険料でを徴収し、高齢 者に年金bを給付すると、財政収支の均衡条件はN, て  $=N_{t-1}b$ となる。このとき給付と保険料の関係は、

$$b = \frac{N_t}{N_{t-1}} \tau$$

となり、これを人口成長率nで表すと次のようになる  $(N_t = (1+n)N_{t-1})_{\circ}$ 

$$b = (1 + n) \tau$$

つまり、賦課方式における給付と保険料の関係は、人 口成長率に依存する。次に、積立方式のもとでt-1期に若年者から保険料でを徴収し、それを金利で運 用したうえでt期に高齢者に年金bを給付すると、財 政収支の均衡条件は $N_{t-1}\tau(1+r) = N_{t-1}b$ となる。 このとき、給付と保険料の関係は次のようになる。

$$b = (1 + r) \tau$$

つまり、積立方式における給付と保険料の関係は金利 に依存し、人口成長率からは直接的に影響を受けない (ただし、人口成長率が金利に影響を与える場合は間 接的に影響を受ける\*3)。

いずれの場合も、ある時点で想定した人口成長率や 金利に基づいて保険料と給付額を設定することとなる

が、前提条件が変化すればそれらの値も調整が必要と なる。その際、給付額を固定して保険料を調整する方 式は確定給付型(給付建て)と呼ばれ、保険料を固定 して給付額を調整する方式は確定拠出型(拠出建て) と呼ばれる。

また、割引現在価値で評価した給付と負担の差は純 便益として解釈することができるが、賦課方式では次 のようになる。

$$\frac{b}{1+r} - \tau = \frac{n-r}{1+r}\tau$$

賦課方式では、人口成長率れと金利rの関係で純便益 が正となることもあれば負となることもあり、負とな る世代から正となる世代へ世代間の移転が発生するこ ととなる。一方で、積立方式の純便益は次のようにゼ 口であり、世代間の移転は発生しない。

$$\frac{b}{1+r} - \tau = 0$$

### 1.2 賦課方式における世代間移転

1.1では、賦課方式の年金制度において純便益の世 代間移転が発生しうることを示した。ただしこれは、 若年期に保険料でを支払い、老年期にはそのときの若 年者が保険料 τ を支払ってくれた世代にのみ当てはま るものである。それとは別に、年金制度の発足と廃止 に伴う世代間移転も発生する。この点について、数値 例を用いて確認していく。

賦課方式は高齢者世代の年金給付をその時点の現役 世代が負担した財源で賄う仕組みであるため、制度発 足時には、若年期に保険料を負担せず年金を受給する 高齢者が存在し、制度廃止時には、若年期に保険料を 負担しながら年金を受給しない高齢者が存在する。第 1期に制度が発足し、第3期末に廃止したとすると、 世代0の高齢者は保険料を負担せずに年金を受給する のに対して、世代3の高齢者は若年期に保険料を負担 しながら年金を受給しないことになる。人口成長率n と金利rはいずれもゼロとし、人口の初期値と保険料 について $N_0 = 100$ 、 $\tau = 100$ と仮定する。この場合

<sup>\*2)</sup> ここでは生存リスクは省略する。 \*3) Barr (2001)、高山 (2004)。

の世代会計(人口1人当たりの保険料、受給額、純便 益及び純便益の世代計)を示したものが、表1である。 世代3から世代0へ(最後の世代から最初の世代へ)、 1人当たり100の世代間移転が発生することがわかる。

表1 世代会計

世代	人口	保険料	受給額	純便益	世代計
0	100	0	100	100	10,000
1	100	100	100	0	0
2	100	100	100	0	0
3	100	100	0	-100	-10,000
4	100	0	0	0	0

### 1.3 積立方式における世代内移転

1.1では、積立方式における各世代の純便益はゼロ であり、世代間の移転は発生しないことを示した。他 方で、積立方式では世代内の移転は発生しないのだろ うか。ここでは、個人ごとに(1)死亡時期が異なる ケース、(2) 保険料納付期間が異なるケース、(3) 所得が異なるケースの3ケースについて、世代内移転 の可能性を考察する。なお、全てのケースで金利はゼ 口と仮定する。

まず、(1) 死亡時期が異なるケースの考察を行う。 若年期が1期、老年期が2期ある3期間モデルで、3 人の個人が同じ期に誕生したと仮定する。保険料は、 3人ともが第1期にτを納付する。死亡時期は個人ご とに異なり、個人1は第1期末に死亡し給付はゼロ、 個人2は第2期末に死亡し給付はb、個人3は第3期末 に死亡し2bを受給する。この場合の財政収支の均衡 条件は $3b=3\tau$ 、つまり $b=\tau$ となり、各個人の純便 益は次のようになる。

個人 $1:0-\tau=-\tau$ 

 $個人2: b-\tau=\tau-\tau=0$ 

個人 $3:2b-\tau=2\tau-\tau=\tau$ 

つまり、早期に死亡した個人1から長生きした個人3 へ、事後的な世代内の移転が発生する(平均寿命まで 生存した個人2の純便益はゼロとなる)。ただし、各個 人の死亡時期は事前には分からないため、事前の観点 からは各個人の純便益の期待値はゼロであり、事後的 に発生する世代内移転は保険の役割そのものである。

次に、(2) 保険料納付期間が異なるケースを考察 する。ケース(1)と同様に3期間モデルを用いるが、 ここでは若年期が2期、老年期が1期あるとする。3 人とも第3期末に死亡(平均寿命まで生存)するが、 個人ごとに保険料納付期間が異なる。個人1は第1期 と第2期に $\tau$ ずつ納付し、第3期に $b_1$ を受給する。個 人2は第2期に $\tau$ を納付し、第3期にb。を受給する。 個人3は保険料を納付せず、第3期にb<sub>3</sub>を受給する。 この場合の財政収支の均衡条件は $3\tau = b_1 + b_2 + b_3$ となるが、各個人の純便益は給付額と保険料納付期間 の関係をどのように設定するかによって異なる。

第1に、給付額が保険料納付期間に依存しないケー スを考えてみよう。このとき、各個人の受給額は $b_1$  $=b_2=b_3=\tau$ となり、それに対応して純便益は以下 のようになる。

個人 $1: \tau - 2\tau = -\tau$ 

個人 $2: \tau - \tau = 0$ 

個人3: $\tau - 0 = \tau$ 

つまり、保険料納付期間が長い個人1から短い個人3 への世代内移転が発生する。第2に、給付額が保険料 納付期間に比例するケースを考えてみよう。このと き、各個人の受給額は $b_1 = 2\tau$ 、 $b_2 = \tau$ 、 $b_3 = 0$ とな り、純便益は以下のようになる。

個人 $1:2\tau-2\tau=0$ 

個人2:  $\tau - \tau = 0$ 

個人3:0-0=0

ここでは、世代内移転は発生しない\*4。

次に、(3) 所得が異なるケースを考察する。若年 期・老年期とも1期の2期間モデルで、個人iの所得  $\epsilon y_i$ とする。保険料(第1期に納付)は $\tau_i = \alpha_{\tau} y_i +$  $f_{\tau}$ 、給付額(第2期に受給)は $b_i = \alpha_b y_i + f_b$ で表され るとすると、財政収支の均衡条件は次のようになる。

$$\sum_{i} (\alpha_{\tau} y_i + f_{\tau}) = \sum_{i} (\alpha_{b} y_i + f_{b})$$

<sup>\*4)</sup> ただし金利が正である場合、給付額が保険料納付期間に単純比例すると、現在価値で見て保険料納付期間の長い者から短い者への移転が発生する。

受給額 純便益

50

-50

0

0

100

100

100

0

うに変形することができる。

$$f_b - f_\tau = -(\alpha_b - \alpha_\tau) \bar{y}$$

このとき、個人iの純便益は次のようになる。

$$b_i - \tau_i = (\alpha_b - \alpha_\tau) (y_i - \overline{y})$$

保険料と給付がともに所得比例の場合、定額部分はゼロ、 すなわち $f_b = f_\tau = 0$ となるため、 $\alpha_b = \alpha_\tau$ から $b_i - \tau_i$ =0となり、世代内移転は発生しない。また、保険料 と給付がともに定額の場合、 $\alpha_b = \alpha_\tau = 0$ となるため、 やはり $b_i - \tau_i = 0$ となり、同じく世代内移転は発生し ない。他方、保険料が所得比例で給付に定額部分があ る場合は、 $f_b > f_\tau = 0$ から  $\alpha_b < \alpha_\tau$  となるため、平均所 得よりも低い所得の場合  $(y_i < \overline{y})$  は $b_i - \tau_i > 0$ とな り、高所得者から低所得者への世代内移転が発生する。

このように、積立方式の年金制度では様々な形で世 代内移転が発生しうるため、その特徴を正確にとらえ るには、保険料や給付の設計を注意深く確認する必要 がある。同様に、「個人勘定」というときに、それが 何を指しているかにも注意を要する。厳密な意味での 個人勘定は、自分が支払った保険料をその個人の名義 の口座に積み立てて、そこから年金を受給するもので あるが、その場合、ここで議論したような世代内移転 は一切発生せず、生存期間の不確実性に対する保険の 機能を持たせることもできない。保険の機能を持たせ るには、一定の条件を満たす個人を集めた勘定が必要 であり、そこに含まれる個人が事後的に決まる生存期 間以外の側面(所得や保険料納付期間)で異なりうる 場合には、制度設計次第で保険機能とは異なる世代内 移転が発生しうる。

### 1.4 平準保険料方式と段階保険料方式

次に、積立方式の年金制度における、平準保険料方 式と段階保険料方式の違いについて考察を行う。

平準保険料方式とは、一定の保険料水準を維持しな がら一定の給付水準を実現するものであるのに対し

て、段階保険料方式は、保険料水準を段階的に引き上 げながら一定の給付水準を実現するものである。各方 式の世代会計の数値例が、表2、3である(いずれも 人口成長率 nと金利 r はゼロと仮定)。平準保険料方 式では全ての世代で純便益がゼロである一方、段階保 険料方式では世代3から1への世代間移転が発生する。 つまり、段階保険料方式には、賦課方式の要素が混在 するのである。そこで、段階保険料方式において賦課 方式と積立方式の要素を区別して表すと、表4のよう になる。

表2 平準保険料方式の世代会計 表3 段階保険料方式の世代会計

世代	保険料	受給額	純便益	世代	保険料
0	0	0	0	0	0
1	100	100	0	1	50
2	100	100	0	2	100
3	100	100	0	3	150
4	0	0	0	4	0

表4 段階保険料方式の世代会計(賦課方式の要素のみ抽出)

世代	保険	斜	受給	純便益	
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	和史金
0	0	0	0	0	0
1	0	50	50	50	50
2	50	50	50	50	0
3	50	100	0	100	-50
4	0	0	0	0	0

# 2. 日本の公的年金制度の概要

#### 2.1 制度の概要

本報告の第2節では、まず現在の日本の公的年金制 度の概要をまとめている。現在の日本の公的年金制度 は、図1のとおり1階部分と2階部分で構成されてい る。現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢 期となれば、基礎年金の給付を受ける(1階部分)。 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え厚生年金 保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金 の給付を受ける(2階部分)。

国民年金(基礎年金)の保険料及び年金給付額は定 額である\*5一方、厚生年金の保険料及び年金給付額は 被保険者の報酬額に比例する\*6。20歳以上60歳未満 の自営業者、農業者及び無業者等は第1号被保険者に 該当する。民間サラリーマン及び公務員は第2号被保 険者に該当し、民間サラリーマン及び公務員に扶養さ れる配偶者は第3号被保険者に該当する。高齢期と

基礎年金の保険料は月16,900円(2004年度価格)

<sup>\*6)</sup> 厚生年金保険の保険料率は被保険者の報酬額の18.3%、保険料は労使折半で負担。

#### 図1 日本の公的年金制度の概要



(注)数値は2016年3月末時点。年金制度には確定拠出年金等の3階部分も存在するが、本稿では割愛。 (出所) 平成29年(2017年) 版厚生労働白書を参考に作成。

なった際、第1号被保険者及び第3号被保険者は基礎年 金を受給し、第2号被保険者等は基礎年金に加え厚生年 金を受給することとなる。支給開始年齢は、基礎年金が 65歳である。厚生年金保険は、2000年の制度改正によ り60歳から65歳へ移行中であり、男性は2025年度まで に、女性は2030年度までに65歳へ引き上げ予定である。

年金の財源は、国民が支払う保険料、国庫負担(基 礎年金給付に対し2分の1負担)、積立金からなる。 積立金に関しては、2004年の制度改正において\*7、概 ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間 の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有すること として、積立金を活用し後世代の給付に充てることと された。2004年の制度改正では、財源の範囲内で給 付水準を自動調整する仕組みである「マクロ経済スライ ド」も導入された。年金の財政状況を定期的に確認す るため、少なくとも5年ごとに財政検証が実施され、概 ね100年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済 スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準 の見通しが作成され、財政状況の検証が行われている。

#### 2.2 財政方式

現在の日本の公的年金制度の財政方式は、賦課方式 に近い「修正積立方式」と言えよう。その根拠の一つ

は、財政検証結果に求めることができる\*8。前述のと おり、日本の公的年金制度では年金の財政状況を確認 するため、少なくとも5年ごとに財政検証が実施され ている。財政検証では、将来推計人口(少子高齢化の 状況)の前提、労働力率の前提、短期及び長期の経済 前提が設定され、標準的な年金の所得代替率の見通し 等が示されている。直近に行われた平成26年(2014 年)財政検証では、長期の経済前提は幅の広い8ケー ス (ケースA~H) が設定されている (表5)。マクロ 経済スライドによる給付水準調整は、概ね100年間の 年金財政が均衡するところで終了する仕組みである が、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口 や経済の推移で変わる。図2は、人口が中位推計\*9で 推移した場合の、幅広く設定した経済前提に応じたマ クロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率 の変化を示したものである。このうちケースHでは、 機械的に給付水準調整を続けるとある時点をもって積 立金が無くなり、財政方式が完全な賦課方式に移行す ることが示されている。

また、日本の公的年金制度は、将来人口及び経済環 境、特に金利の影響を受ける。つまり、将来人口の影 響を受ける賦課方式と、金利の影響を受ける積立方式 の両方式の側面をあわせ持つ制度と言える。この点

<sup>\*7) 2004</sup>年の制度改正の詳細については第3節で触れる。

<sup>\*8)</sup> 平成26年(2014年)財政検証結果レポートでは「我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担に よって賄うという『賦課方式』を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保 するという財政方式のもとで運営されている。」との表現が用いられている。

<sup>\*9) 2060</sup>年における合計特殊出生率1.35を中位推計とし、高位推計は1.60、低位推計は1.12に設定。(2010年実績は1.39)

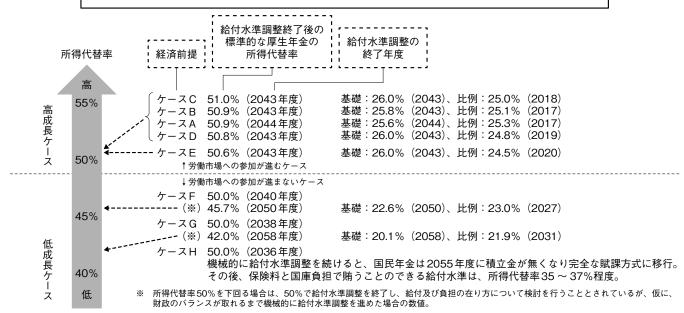
表5 長期の経済前提(平成26年(2014年)財政検証)

	将来の経済状況の仮定		経済前提				
	労働力率	全要素生産性 物価 上見家	物価上昇率	賃金上昇率 (実質・対物価)	運用利回り		
	刀倒刀竿	(TFP)上昇率	1勿Щ工升平		実質(対物価)	スプレッド (対賃金)	
ケースA	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	
ケースB		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	
ケースC		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	
ケースD		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	
ケースE		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	
ケースF	労働市場への 参加が進まない	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	
ケースG		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	
ケースH	ケース	0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	

(出所) 平成26年(2014年) 財政検証結果レポート

#### 図2 幅広い経済前提における所得代替率の見通し(平成26年(2014年)財政検証)

人口の前提:中位推計(出生中位、死亡中位) 経済の前提:高成長(ケース A)から低成長(ケース H)まで様々な仮定 ※ 2024年度以降20 ~ 30年間の実質経済成長率は、「ケース A:1.4%」 ~ 「ケース H:0.4%程度」



(出所) 平成26年(2014年) 財政検証結果レポート

も、日本の公的年金制度を「修正積立方式」と考える 根拠となろう。

# 3. 日本の公的年金制度の歴史

本報告の第3節では、表6のとおり1941年の制度 創設から2004年に行われた改正までの経緯を振り返 り、現在の公的年金制度に至った歴史的背景を整理し ている。制度創設・改正の経緯や内容は簡潔に留めて いるため、詳細は報告書を参照されたい。

#### 表6 本報告で扱う主な制度創設・改正の経緯

1941年労働者年金保険制度の創設1954年新しい厚生年金保険制度1959年国民年金制度の創設(国民皆年金)1973年給付水準の引き上げと物価スライド制の導入1985年基礎年金制度の創設と給付の適正化(引き下げ)2004年保険料の上限固定とマクロ経済スライドの導入

### 3.1 労働者年金保険制度の創設

1941年3月に労働者年金保険法が公布され、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が創設された。財政方式は完全積立方式\*10でスタートし、既存の高齢者世代への給付は行わないものであった。保険

<sup>\*10)</sup> 労働者年金保険制度の財政方式について、吉原・畑(2016)では全期間を通じて同率の保険料率で将来の収支を賄うこと、つまり平準保険料方式であることをもって完全積立方式と称している。それに加え、既存の高齢者世代に対しては給付が行われないため、その世代に対する世代間移転も発生しない。そこで本報告でも、その区分名を踏襲している。

料は労使折半で、国庫負担は給付費の1割とされた。 支給開始年齢は55歳で、死亡に至るまで支給される 終身年金であり、生存リスクに備える保険の機能を有 するものであった。保険料と給付はともに所得比例で あり、明示的な個人勘定は設けられていないものの、 保険機能以外の世代内移転は発生しない制度であっ た。1944年には労働者年金保険法が改正され、厚生 年金保険法に改称された。

### 3.2 新しい厚生年金保険制度

改称から10年を経て、1954年5月に厚生年金保険 法の全面改正が行われた。老齢年金の支給開始年齢は 55歳から60歳に引き上げられた (男子のみ)。ただ しこれには、20年間の移行期間が設けられた。国庫 負担は、給付費の15%に引き上げられた。また、い わゆる5年ごとの財政再計算の規定もこの全面改正の 際に置かれた\*11。

この全面改正においては、財政方式の転換も行われ た。その背景の一つに、戦後の激しいインフレが挙げ られる。この負担を和らげるため、1948年に、給付 水準を維持したまま保険料率を暫定的に引き下げる改 正が行われた。その保険料率を引き上げようとした 際、労使双方から反対があり、結果として保険料率は 据え置かれることとなった。これによって保険料の不 足が発生するが、その不足分は後の世代の保険料から 賄われるため、世代間移転が発生することとなり賦課 方式の要素が加わった。つまり、この時点で財政方式 が修正積立方式へ転換した。また、給付に定額部分が 設けられたことから、高所得者から低所得者への移転 (世代内再分配) が発生することとなった。

#### 国民年金制度の創設(国民皆年金) 3.3

1959年4月には国民年金法が公布され、国民年金 制度が創設された。既存制度の未加入者を対象とした もので、これによって全ての国民が公的年金制度の対 象となった (国民皆年金)。老齢年金の支給開始年齢 は65歳で、保険料の2分の1に相当する額(給付費

の3分の1に相当)が国庫負担で賄われた。既存の高 齢者世代への給付は福祉年金と名付けられ、給付費の 全額が国庫負担で賄われた。国民年金もまた、完全積 立方式でスタートした。給付額は保険料納付期間に依 存するため、旧厚生年金と同様に、最後の世代から最 初の世代への世代間移転は発生しない構造であった。 また、保険料と給付がともに定額であることから、高 所得者から低所得者への世代内移転も発生しない制度 であった。

1961年11月には通算年金通則法が公布され、公的 年金制度間\*12の通算制度が創設された。

#### 給付水準の引き上げと物価スライド制 3.4 の導入

3.2で触れたとおり、厚生年金保険は1954年の全面 改正に伴い、5年ごとの財政再計算の規定が置かれた。 1960年に第1回、1965年に第2回の財政再計算が実 施され、いずれの際も給付水準の引き上げが行われた。

1966年には国民年金の第1回の財政再計算に伴い、 国民年金の改正が行われた。この改正によって、財政 方式が早くも完全積立方式から修正積立方式に改めら れた\*13。財政再計算に伴い老齢年金の給付水準が引き 上げられた一方で、それに見合う水準まで実際の保険 料を引き上げられなかったため、段階保険料方式によ る修正積立方式がとられることとなったのである\*14。

その後、1974年に予定されていた財政再計算が1 年繰り上げて1973年に実施され、物価スライド制の 導入などを柱とした改正が行われた。国民年金や厚生 年金の共通する規定として物価スライド制が法律に明 記された\*15が、これは年金財政に大きい影響を与え ることとなった。積立金の運用金利が物価上昇率や賃 金上昇率よりも低い場合、それらを反映する形で事後 的に給付水準を引き上げると、保険料による積立金だ けでは財源が不足すると考えられる。そして、その不 足分は後の世代の保険料で賄うこととなる。つまり、 それまでに厚生年金・国民年金はいずれも段階保険料 方式への移行によって賦課方式の要素を強めていた

<sup>\*11)</sup> 吉原・畑 (2016) pp.22-23を参照。

この時点で、国民年金、厚生年金保険のほか、船員保険、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合その他地方公務員の退職年金制度、私立学校教職 \*12) 員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合があった。

<sup>\*13)</sup> 吉原・畑(2016)p.65を参照。

<sup>\*14)</sup> 吉原・畑(2016)p.244を参照。

全国消費者物価指数が前年度の値の105/100をこえ、または95/100を下るに至った場合においては、その比率を基準としてその翌年度の1月以降 の年金給付の額を改定する措置を講じなければならない旨が明記された。

が、物価スライド制の導入により、賦課方式の要素が より強く組み込まれることとなったと言える\*16。

# 3.5 基礎年金制度の創設と給付の適正化 (引き下げ)

予定より1年繰り上げて1980年に実施された財政 再計算に伴い、厚生年金・国民年金の給付水準の引き 上げ等が行われた。この改正によって、厚生年金の保 険料率は10.9% (男子)\*17に引き上げられた一方、最 終保険料率の見通しは2021年度に35.4%とされた。 実際の保険料率と最終保険料率の乖離が大幅なものと なり、抜本的な年金改革が必要であるとの認識が高 まった。また、この改正では厚生年金(老齢年金)の 支給開始年齢の引き上げ(60歳から65歳)が最大の 柱とされたが、労使からの強い反対により実現はされ なかった。

1985年には、基礎年金の導入と給付水準の適正化 (引き下げ)を柱とした改正が行われた。まず、国民 年金は20歳以上60歳未満の「全国民」が加入する制 度に改められた。被保険者は、厚生年金等の被用者年 金の加入者が第2号被保険者、被用者年金加入者に扶 養されている配偶者が第3号被保険者、第2・3号被 保険者以外の全国民が第1号被保険者とされた。給付 に要する費用は第1号被保険者の保険料、他の制度か らの拠出金、国庫負担で賄われ、第1号被保険者の保 険料は月額6,800円、国庫負担割合は給付に要する費 用の3分の1とされた。給付額は、保険料納付期間が 40年の場合に月額67,200円だったところが、月額 50,000円まで引き下げられた。これにより、最終保 険料の見通しもそれまでの月額19,500円から13,000 円に引き下げられた。厚生年金については、女子の老 齢厚生年金の支給開始年齢が55歳から60歳へ1995 年までに段階的に引き上げられることとなった。保険 料率は12.4%(男子)に引き上げられ、最終保険料 率の見通しは2025年度に28.9%とされた\*18。

このようにして、国民年金は全国民共通の基礎年金 を給付する制度となり、国民年金・厚生年金の両制度 で給付水準が引き下げられるとともに、実際の保険料 と最終保険料との乖離が縮小されることとなった。

#### 3.6 保険料の上限固定とマクロ経済スライ ドの導入

1994年及び2000年の改正を経て、厚生年金の支給 開始年齢の引き上げはようやく制度化されるに至った。 まず、1994年の改正において、厚生年金の定額部分の 支給開始年齢を段階的に引き上げることが決定され、男 子は2001年から2013年にかけて、女子は2006年から 2018年にかけて段階的に引き上げることとされた\*19。そ して2000年の改正において、報酬比例部分の支給開始 年齢も段階的に65歳に引き上げることが決定され、男 子は2013年から2025年にかけて、女子は2018年から 2030年にかけて段階的に引き上げることとされた\*20。

ここまで、厚生年金及び国民年金は、財政再計算な どに伴い給付と負担のバランスが頻繁に見直されてき た。このように制度改正を繰り返していった場合、将 来の年金が不透明になるといった問題意識のもと、 2004年には保険料の上限固定やマクロ経済スライドに よる給付水準の自動調整の仕組み等を導入する改正が 行われた。具体的な改正内容は次のようなものであっ た。国民年金については、保険料を2005年4月から毎 年280円ずつ引き上げ、2016年4月に16,660円とし、 さらに2017年4月に16,900円まで引き上げて固定する こととされた。老齢基礎年金の給付額(満額の場合) は「780,900円(年額)×改定率」とされ、改定率には、 毎年の賃金上昇率や物価上昇率を基準としつつ、年金 財政の長期的均衡の保持ができると見込まれるまでの 間、公的年金全体の被保険者数の減少率と今後の平均 余命の伸びによる平均受給年数の伸び率を反映させる というマクロ経済スライドが導入された。財政均衡期 間は概ね100年で、財政均衡期間において年金財政の 均衡を図る有限均衡方式とし、その期間の終了時に、 給付に支障が生じないようにするために必要な積立金 を保有することができるかどうかで調整の判断をするこ ととされた。厚生年金についても、保険料率を2004年

牛丸(1996、p.135)は、この改正によって「わが国の公的年金制度に賦課方式が導入されたとみるべきであろう」としている。国会修正で引き上げ幅が0.3%引き下げられた(吉原・畑(2016)p.81)。

吉原・畑(2016)p.104, 252を参照。 \* 18)

吉原・畑(2016)pp.116-119を参照。

吉原・畑 (2016) pp.124-125を参照。

10月から毎年0.354ポイントずつ引き上げ、2016年9 月に18.182%とし、さらに2017年9月に18.3%まで引 き上げて固定することとされた。マクロ経済スライドの 仕組みと有限均衡方式の考え方についても国民年金と 同様に導入された。また、一定の給付水準を確保する 観点から給付水準の下限が設けられ、標準的な所得代 替率が50%を上回るような給付水準を将来にわたって 確保するものとされた。国庫負担割合については、改 正法に「別に法律で定めるところにより、国庫負担の 割合を適切な水準で引き上げるものとする」と記載さ れ、その後2分の1に引き上げられることとなった。

2004年改正で変更された年金制度について考察す ると、保険料を引き上げて固定し、給付を自動調整す るという仕組みに着目した場合は、確定拠出型の側面 が際立つ。一方で、改正法の附則では上述のように給 付水準の下限について規定しており、その水準が維持 できない場合は拠出水準の再調整が発生しうるという 点において、確定給付型の側面も残っていると言えよ う。また財政方式に関しては、第2節でもみたように、 直近の平成26年(2014年)財政検証でも経済前提次 第で積立金が枯渇するケースが置かれているが、そう なったときに初めて完全賦課方式へ移行することとな る。現状は、これまで蓄積されてきた積立金の存在に より、経済前提(特に運用利回り)次第では、所与の 拠出水準のもとで人口成長率の影響を受けずに給付水 準を維持できるという点において、修正積立方式の側 面を有していると言えよう。

# 4. まとめ

本報告では、主に公的年金制度の財政方式に焦点を 当て、賦課方式と積立方式の違いなどについて理論モ デルを用いて考察を行うとともに、現在の日本の公的 年金制度が賦課方式と積立方式の両方式の側面をあわ せ持つものであることを確認した。その上で、主に厚 生年金と国民年金の財政方式の変遷に焦点を当て、日 本の公的年金制度の歴史を振り返った。1941年に成 立し、1942年から全面的に施行された労働者年金は 完全積立方式でスタートした。ここでいう積立方式と は個人勘定を明示的に創設するものではないが、保険 料納付期間に基づいて給付額が決定されるとともに、

既存の高齢者に対する給付は行われず、世代間移転が ほとんど発生しないものである。その後、1944年に 厚生年金保険と改称され、1954年に全面改正された 新制度では、その後の給付を賄うに足るだけの保険料 を設定することができず、徐々に保険料を引き上げて いく段階保険料方式を採用することとなったが、不足 する財源は後の世代の保険料で賄われるため、世代間 移転が確実に発生するものとなり、この時点で賦課方 式の要素をもつ修正積立方式へと移行した。

他方、1959年に創設された国民年金もまた、完全 積立方式でスタートした。国民年金は既存の高齢者に 対して無拠出制の福祉年金を支給したが、その財源は 全額国庫負担で賄われた。1961年に保険料の徴収が 開始された拠出制年金は、厚生年金と同様に、個人勘 定を明示的に設置してはいないものの、保険料納付期 間に基づいて給付額が決定され、保険料による世代間 移転はほとんど発生しないものであった。しかしなが ら、1966年改正において給付水準が引き上げられた 際に、それに見合うだけの保険料の引き上げができ ず、早くも修正積立方式へ移行することとなった。

その後、両制度の保険料は、給付水準の引き上げや 物価スライド制の導入を経て、最終保険料との乖離を 拡大させていった。1985年改正では基礎年金の創設 とあわせて給付水準の引き下げが行われ、1994年及 び2000年改正では厚生年金の支給開始年齢の引き上 げもようやく制度化されるに至るが、保険料が最終水 準に到達するのは、2004年改正と国庫負担率の引き 上げを経て2017年となった。現在の制度は、依然と して人口構成の影響を受ける賦課方式の側面と、金利 水準の影響を受ける積立方式の側面とをあわせ持つ修 正積立方式であると同時に、経済環境次第では完全賦 課方式に移行する可能性も有したものとなっている。

参考文献

Barr, N. (2001), The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State. 菅沼隆 [監訳] (2007) 『福祉の経済学: 21世紀の年金・医療・ 失業·介護』光生館.

牛丸聡(1996)『公的年金の財政方式』東洋経済新報社.

高山憲之(2004)『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社.

八田達夫・小口登良(1999)『年金改革論:積立方式へ移行せよ』 日本経済新聞社.

吉原健二·畑満(2016)『日本公的年金制度史:戦後七十年·皆年 金半世紀』中央法規.

李森(2016)「中国における国民皆年金制度の模索」『経済学論纂 (中央大学)』第56巻第3·4合併号, pp.233-246.